

明石市社会的養育推進計画



2025年(令和7年)3月
明石市

目 次

1	明石市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	1
2	当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）	2
3	明石市における総合的なこども支援	10
4	支援を必要とする妊婦等の支援に向けた取組	17
5	各年度における代替養育を必要とするこども数等の見込み	21
	（1）本市における代替養育を必要とするこどもの現状	21
	（2）代替養育を必要とするこども数の見込み	22
	（3）里親養育を必要とするこども数及び里親等委託率の見込み	23
	（4）今後目標とする里親等委託率	25
	（5）ショートステイ事業を利用するこどもの見込み	26
6	一時保護中のこどもの生活・支援の充実にに向けた取組	27
7	代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組	33
	（1）児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組	33
	（2）親子関係再構築に向けた取組	33
	（3）特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	35
8	里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	37
	（1）里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等	37
	（2）里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組	42
9	社会的養育推進のための施設との連携	45
10	社会的養護自立支援の推進に向けた取組	48
11	明石こどもセンターの運営（児童相談所の強化等に向けた取組）	50
	【参考】代替養育を必要とするこどもの見込みの算出方法	58
	【参考】用語集	64
	巻末資料	67

1 明石市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

(1) 本計画の位置づけ

児童福祉法の理念のもと「こどもの家庭養育優先原則」を踏まえ、こどもと家庭への養育支援から里親等による代替養育までの社会的養育の推進に関する今後 10 年間の計画として、2020 年（令和 2 年）3 月に明石社会的養育推進計画を策定しました。このたび、2022 年（令和 4 年）の改正児童福祉法において、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利擁護が図られた児童福祉施策を推進するための所要の措置を講ずる内容が示されたこと等を踏まえ、2025 年度（令和 7 年度）以降の次期社会的養育推進計画を策定することとしました。現行計画で指摘されている課題や改善すべき点を抜本的に見直し、こどもの最善の利益を実現するための取組が計画的かつ速やかに進められるよう次期計画を策定します。

(2) 基本的な考え方

本計画は、以下の基本的な考え方の下に策定します。

- ①「家庭養育優先原則」、「パーマネンシー保障」を踏まえ、すべての社会的養育を必要とするこどもに対し、家庭など、一人ひとりにとって望ましい安心・安全の場を安定的かつ継続的に保障することを目指す計画とします。
- ②一人ひとりのこどもの思いに合った健やかな育ちと自立を実現できるよう、成長発達に応じた切れ目ない支援を着実に実施するための計画とします。
- ③本市の「こどもを核としたまちづくり」の理念、更には SDGs の理念を反映した「いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで」の方向性を踏まえ、市と地域の関係機関・市民との適切な連携に資する計画とします。
- ④当事者であるこどもの意見を聴き、計画に反映します。また、計画策定後も、定期的にこどもの意見を聴く機会を設け、聴いた意見についてフィードバックをするとともに、こどもの支援に反映します。

(3) 計画期間等

2025 年度（令和 7 年度）から 2029 年度（令和 11 年度）までの 5 年間とします。本計画の推進状況は毎年把握・検証し、その結果を各種支援に活かしていきます。

2 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

（１）基本的な考え方

2022 年（令和 4 年）6 月に成立した改正児童福祉法において、こどもの権利擁護に係る環境を整備することを都道府県等の業務に位置付けるとともに、措置や一時保護決定時等の意見聴取等措置、更にはこどもの意見表明等支援事業の創設等、こどもの権利擁護に関する拡充が図られたことを踏まえ、都道府県等においてはこれらの内容を適切かつ積極的に推進するための具体的な取組を行うことが必要であるとされました。

このような背景の中、本市ではこれまでも、各種こども・子育て支援において「こども目線」を大切に取り組んできました。とりわけ社会的養育の推進を主体的に担う明石こどもセンターの運営においては、①こどもに必ず会うこと、②こどもの意見を聴くこと、③こどもの立場に立つことを基本姿勢にしており、一時保護時や措置決定前等において、こどもたちが置かれた状況を理解できるよう、その理由を丁寧に説明する機会を設けることとしています。

また、一時保護児童だけでなく、在宅で養育支援を受けるこども又は里親家庭や施設において養育されるこどもたちからも意見を聴く多様な機会をつくり、適切に意見を酌み取って支援に活かしていくなど、こどもの最善の利益を実現していくため、今後もあらゆる支援の場面でこの姿勢を堅持していく方針です。

（２）現行計画の達成見込み・要因分析等

2020 年（令和 2 年）3 月に策定した当初計画において具体的な目標値は示していませんでしたが、こどもの権利擁護に係るこれまでの取組状況は下記のとおりとなっています。

① こどもへの意見聴取等措置

○児童相談所職員によるこどもへの意見聴取

一時保護時や施設入所などの措置決定や解除等において、その理由を丁寧に説明する機会を設け、措置等に対するこどもの意見や意向、今後に対する希望等の確認を必ず行うこととしています。また、内容に応じて今後の援助方針への反映、意見表明支援制度や第三者委員による調査へつなげるなど、こどもの権利擁護に対する取組を強化しています。

○こどものための第三者委員会による面会の実施

2016 年（平成 28 年）の児童福祉法の改正により、児童福祉審議会（本市においては社会福祉審議会が相当）はこども自身や家族から報告や意見聴取ができることとされたことを踏まえ、こどもの立場に立って支援の公正性を確保する観点から、2021 年（令和 3 年）4 月 20 日、明石市社会福祉審議会の下部組織である児童福祉専門分科会に「こどもの権利擁護部会（通称：こどものための第三者委員会）」を新たに設置し、一時保護直後のこどもの気持ちや意見を

第三者が聞き取る機会を設け、一時保護児童との面会を行っています。
《委員数》8名（男性4名、女性4名：法曹実務者、専門有識者など）

表1 第三者委員会による一時保護児童との面会実績（単位：回数・回、児童数：人）

年度	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)(見込)
延べ面会回数	82	124	106	100
児童数	71	84	76	75

② 意見表明等支援事業

○こどもの権利ノート・意見表明用はがきの配付

施設入所・里親委託となったすべてのこどもに対して、こどもの意見表明権を含むこどもの権利の内容を説明した「あんしんノート」（こどもの権利ノート）を配付し、配付時は、担当の児童心理司等がこどもに直接、分かりやすく説明しています。また、あんしんノートに児童相談所宛のはがきを添付し、措置先からでも意見表明ができるよう配慮しています。

○兵庫県弁護士会との委託契約

2021年（令和3年）10月1日より、一時保護児童、措置児童を対象にした意見表明支援の取組として兵庫県弁護士会との委託契約により、こどもが希望した場合には、外部の弁護士がこどもに面会し、意見表明支援の役割を担う「こどもの意見表明支援制度」を開始しました。

表2 こどもの意見表明支援制度の実績（単位：児童数・人）

年度	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)(見込)
利用児童数	7	17	11	8

③ こどもの権利擁護に係る環境整備

○こども総合支援条例の制定

こどもの健やかな育ちをしっかりと応援していくことによって、「こどもを核としたまちづくり」を推進し、こどもの総合的な支援を進めていくため、2016年（平成28年）12月に「こども総合支援条例」を制定し、2017年（平成29年）4月から施行しています。こどもの最善の利益を実現するため、有識者だけでなく、当事者となるこどもの意見を聴く機会を設け、その声を取り入れた条例となっています。

○こどもの権利擁護部会の設置

「①こどもへの意見聴取等措置」で前述のとおり「こどもの権利擁護部会（通称：こどものための第三者委員会）」を設置し、児童本人のみならず保護

者からの申し出や第三者委員の職権により一時保護決定に対する適否や処遇に関する調査を行ったり、こどもの声を聴き必要に応じて明石こどもセンターへ意見を通知したりするなど、こどもの権利を守るための活動が行える機関として位置付けています。

○一時保護児童等への権利擁護に関する説明

一時保護時や施設入所時等において、こどもの意見を聴く機会を設けていますが、併せてこども自身の権利や権利擁護に関する制度について丁寧に説明を行うこととしています。

○複数の担当者制

保護したこどもや施設入所・里親委託となったこどもについては、原則として児童福祉司や児童心理司等の複数の職員を担当者として配置し、こどもの生活を支援する者、こどもの相談をじっくり聴く者など、こども本位の役割分担をしてこどものニーズに対応することとしています。

○一時保護所におけるこどもの意見聴取の機会の創出

明石こどもセンターでは、一時保護児童に所内の生活に関するアンケートを実施し、こどもの権利を尊重した保護所運営の参考としています。また、一時保護児童が一時保護所での生活や処遇等に関して要望や伝えたいことを職員へ届けることができる意見箱を一時保護所内に設置しています。更に「こども会議」を定期的に開催し、保護所での生活への要望や自分の言いたいことを自由に発言できる機会を設けるなど、いつでも自身の意見を施設側に伝えることができる環境を創出しています。

(3) 資源等に関する地域の現状

改正児童福祉法において、社会的養護に係るこどもの権利擁護の様々な取組が規定されました。既に本市におきましても法改正に適応した取組を行っているところですが、児童虐待対応件数や複雑・困難ケースの増加を背景に、こどもの権利擁護に対する取組については、今後も現状にとどまらず、現行の取組を更に深化・拡充していく必要があります。特に、こどもの年齢、障害や発達等を踏まえて日頃からこどもの意思や意見を聴き逃すことがないよう、それを受け止める職員の技術の向上や、こどもの声を聴き、こどもが意見を表明する支援を行うアドボケイト（こどもの声を代弁し、権利を擁護する者）制度を含めた本市のこどもの権利擁護に関する取組について、こどもたちに周知するとともに、現にその制度を利用するこどもたちの意見や要望を反映していく必要があります。

《資源の必要量等の見込》

○表3 社会的養護に関わる関係職員（明石こどもセンター、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意

見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数
(単位:回数・回、受講者数・人)

評価資源	計画期間における必要量① (2029 年度末)	現在の整備状況② (2024 年度末(見込))	今後整備すべき見込み量 (①-②)
研修・啓発プログラム等の実施回数	12	8	4
上記受講者数	140	70	70

○表4 意見表明等支援制度を利用可能な子どもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用した子どもの割合
(単位:子どもの数・人)

評価資源	計画期間における必要量① (2029 年度末)	現在の整備状況② (2024 年度末(見込))	今後整備すべき見込み量 (①-②)
対象となる子どもの数A※	162	147	15
利用可能な子どもの数B※	132	119	13
利用可能割合 (B/A)	81.4%	80.9%	0.5%
利用した子どもの数C	66	8	58
利用割合 C/B	50.0%	6.7%	43.3%

※対象となる子どもの数A：社会的養護環境下にある児童数（児童養護施設、乳児院、里親・ファミリーホーム、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立支援ホームの入所者数）及び一時保護児童数の総計

※利用可能な子どもの数B：上記のうち就学期以降の児童の数としていますが、今後利用対象年齢の拡大も視野に検討していきます。

★後述（５）の「評価のための指標」により取組状況の評価を行うため、下記の項目について、その確認・実施体制の整備を進めてまいります。（※具体的な整備・取組方針については、（４）「資源の整備・取組方針等」に記載）

- 措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係る子ども本人の認知度・利用度・満足度の確認体制の整備
- 措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度の確認体制の整備
- 措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制の整備
- 児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会又はその他の子どもの権利擁護機関の設置及び運営体制の整備
- 社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子ども（社会的養

護経験者を含む。)の委員としての参画体制や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制の整備

(4) 資源の整備・取組方針等

① こどもへの意見聴取等措置について

明石こどもセンターでは、こどもの声を聴くことを重要な基本理念の一つとして様々な支援や取組を行ってきました。こどもへの意見聴取については、改正児童福祉法により義務化されたことを踏まえ、引き続き一時保護時や施設入所などの措置決定や解除等の様々な場面において、職員がこどもに対してその理由について丁寧な説明を行っていきます。こどもへの意見聴取を行う際は、項目をあらかじめリストアップし、聞き取る内容に個人差が出ないように配慮して行い、全ての職員が統一した取組を行っていくこととします。

また、直接自分の処遇に影響を及ぼす関係のある職員だけでなく、こどもの求めに応じて意見表明等支援員がこどもの意見や希望を聴く機会を広く設け、こどもの最善の利益のために、援助方針等の支援の方法・内容に活かしていきます。

② こどもの意見表明等支援について

こどもの意見表明等支援については、これまでも兵庫県弁護士会との委託契約により「こどもの意見表明支援制度」を開始し、こどもの求めに応じて弁護士を派遣してきました。今後は、声を上げられない、上げにくいこどもの意見表明への支援を強化していくため、一時保護所から児童養護施設や里親等様々な社会的養育環境下にあるこどもたちの声を拾えるよう、アドボケイトによる各施設への定期訪問の拡充や電話や SNS 等の多様なアクセス手段の確保に向けて一層の取組を進めていきます。

③ こどもの権利擁護に係る環境整備

こどもの権利擁護に係る環境整備については、児童相談所をはじめ児童養護施設や里親などの施設やその関係者の理解の深度化が非常に重要なポイントとなることから、これらの関係者を対象としたこどもの権利擁護に関する研修や啓発プログラムを実施していく必要があり、今後計画的に進めていく予定です。

また、こども自身の権利に対する理解と様々な権利擁護に関する取組への理解が不可欠であり、更に有効な施策へと深化させていくためには、当事者であるこども自身の理解度や制度利用への満足度等の意見を吸い上げる仕組みを構築することが必要です。後期計画では、そのための体制を構築・整備し、こどもの意見を反映できる仕組みづくりに努めていきます。

こどもの権利擁護の取組に関してその進捗度を確認するため、下記のとおり各種体制の整備に係る取組を進めていきます。

○表5 社会的養護に関わる関係職員（明石こどもセンター、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数

⇒こどもの権利擁護を推進していくためには、当事者であるこども本人の理解と社会的養護に関わる関係職員の理解が最も重要となってくることから、必要な研修や啓発プログラムの計画的な実施に努めていきます。

《具体的な整備目標》 (単位:回数・回、受講者数:人)

	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
実施回数	10	10	10	12	12
受講者数 (こども)	15	20	25	30	30
受講者数 (職員)	80	90	100	100	110

○表6 意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数及び利用したこどもの割合

⇒アドボケイトの定期訪問を含めた施設へのアウトリーチ型面談の推進及び利用対象児童の理解促進に努め、利用割合の向上を図っていきます。

《具体的な整備目標》 (単位:こどもの数・人)

	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
対象となるこどもの数A※	160	160	161	161	162
利用可能なこどもの数B※	130	130	131	131	132
利用可能割合 (B/A)	81.2%	81.2%	81.3%	81.3%	81.4%
利用したこどもの数C	13	20	35	50	66
利用割合 C/B	10.0%	15.3%	26.7%	38.1%	50.0%

○措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度・利用度・満足度の確認体制の整備

⇒一時保護児童に対する「あんしんノート（こどもの権利ノート）」等を使用

した職員による丁寧な説明を継続するとともに、児童養護施設における措置児童への説明の強化を行っていきます。また、認知度や利用度、満足度を確認できるよう、一時保護所及び児童養護施設の児童を対象としたヒアリング又はアンケートを実施していきます。

○措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度の確認体制の整備

⇒こどもの権利に関する措置児童の理解度の確認についても、一時保護所及び児童養護施設の児童を対象にヒアリング又はアンケートを実施していきます。

○措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制の整備

⇒意見表明を行った児童に対して、その都度、ヒアリング等により満足度の確認を行うことができる体制を整えます。

○児童福祉審議会（本市では、社会福祉審議会）におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置及び運営体制の整備

⇒本市では、社会福祉審議会の下部組織として児童福祉に係る案件を審議する「児童福祉専門分科会」を設置し、更にその分科会の中に児童の社会的養護に関する事項を専門とする「社会的養護部会」と児童の権利擁護に関する事項を専門とする「こどもの権利擁護部会」が設置され、こどもの社会的養護や権利について審議される体制を整えています。

○社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画体制や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制の整備

⇒本計画の策定にあたり、社会的養護の経験者2名の経験に基づいた意見聴取や児童養護施設や里親家庭で生活する児童へのヒアリング・アンケートを行いました。今後も、社会的養護施策の策定や事業の具体的な検討にあたり、当事者である社会的養護経験者を含めたこどもの意見を取り入れる機会を広げていきます。

（５）評価のための指標

本項目の取組状況の評価については、以下の指標により評価を行うこととし、この評価に基づいて後年度の計画に活かしていくものとします。

- ・社会的養護に関わる関係職員及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者数
- ・意見表明等支援事業の実施状況（利用可能なこどもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用したこどもの割合、第三者への事業委託状況）
- ・措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度・利用度・満足度

- ・措置児童を対象としたこどもの権利に関する理解度
- ・措置児童を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度
- ・児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対しこどもから意見の申立てがあった件数
- ・社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画の有無や、措置児童等に対するヒアリング やアンケートの実施の有無